

## 参考資料②

### ○茨木市部活動地域移行検討協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 茨木市立中学校<sup>1</sup>(以下「中学校」という。)における部活動(以下「部活動」という。)の適切で持続可能な部環境の構築を目的とし、段階的な地域連携及び地域移行について総合的に協議及び検討するため、茨木市部活動地域移行検討協議会(以下「検討協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 検討協議会は次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 部活動の地域連携及び地域移行に必要な事項に関すること。
- (2) 地域のスポーツ団体及び文化団体等との連携による部活動環境の整備に関すること。
- (3) その他茨木市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認める事項に関すること。

#### (組織)

第3条 検討協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、茨木市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 茨木市のスポーツ事業団体関係者
- (2) 茨木市の文化事業団体関係者
- (3) 市立中学校校長会および教頭会の代表
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長又は会長が適当と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

#### (守秘義務等)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。又、その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 検討協議会に著しく支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(委員の解任)

第6条 教育長は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 前条の規定に反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、委員として必要な適格性を欠くに至ったと認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 検討協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 検討協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴き、またはこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局および庶務)

第9条 検討協議会の事務局は、学校教育部学校教育推進課及び市民文化部スポーツ推進課の職員をもって組織し、関係各課と連携を図りながら、必要な庶務を処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和6年7月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱による最初の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、事務局が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、検討協議会の目的を達成した日に、その効力を失う。